

秋田県教育委員会告示第2号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県立美術館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成27年3月6日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市中通一丁目4番2号
公益財団法人平野政吉美術財団
- 2 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで